株式会社ジェイウインド「(仮称) 新南大隅ウインドファーム 計画段階環境配慮書」 に対する意見について

令和2年9月9日経済産業省商務情報政策局産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)新南大隅ウインドファーム 計画段階環境配慮書」について、株式会社ジェイウインドに対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

•場 所:鹿児島県肝属郡南大隅町

・原動力の種類: 風力(陸上)

・出 力: 最大19,500kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和2年 6月15日
環境大臣意見受理	令和2年 8月17日
経済産業大臣意見	令和2年 9月 9日

問合せ先:電力安全課 沼田、須之内、野田 電話03-3501-1742(直通)

株式会社ジェイウインド「(仮称) 新南大隅ウインドファーム 計画段階環境配慮書」 に対する意見

1. 総論

(1)対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2)事業計画の見直し

上記のほか、2. により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3)環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1)騒音に係る環境影響

本事業の事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)及びその周辺には、複数の住居及び学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、稼働時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境の保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒

音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

想定区域及びその周辺には、住居等が存在しており、稼働時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境の保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3)鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 (平成4年法律第 75 号)に基づき国内希少野生動植物種に指定されているクマタカの生息 が確認されていることから、風力発電設備への衝突事故及び移動の阻害等による影響が 懸念される。また、想定区域及びその周辺は、サシバの主要な渡り経路となっている可能性 があることから、渡り鳥への影響も懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に 当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行 い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力 低減すること。

(4)景観に対する影響

想定区域の周辺は、自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)に基づく霧島錦江湾国立公園の特別保護地区及び第2種特別地域に指定されているほか、当該国立公園の利用施設計画に位置づけられている「九州自然歩道(歩道)」等の主要な眺望点が存在している。本事業の実施により、これらの主要な眺望点からの眺望景観に対する重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により利用施設及び主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況並びに利用者の意見等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果も踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、これらの管理者及

び地方公共団体その他の関係機関並びに地域住民等の意見を踏まえること。

(5)人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域の周辺は、自然公園法に基づく霧島錦江湾国立公園の特別保護地区及び第2種特別地域に指定されているほか、当該国立公園の利用施設計画に位置づけられている「九州自然歩道(歩道)」等が存在しており、直接改変による影響のほか、供用時の騒音及び風車の影並びに景観変化等による人と自然との触れ合いの活動の場への重大な影響が懸念される。このため、「霧島錦江湾国立公園」の直接改変を原則回避する等の措置を講じ、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。また、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状態、利用状況及び利用者の意見等を把握した上で、事業実施による影響を予測及び評価すること。さらに、主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響に関する調査及びこれに係る環境保全措置の検討に当たっては、これらの管理者及び地方公共団体その他の関係機関並びに地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。